

震災対策編

第1章 震災応急対策計画

第1節 職員動員配備計画 【総合調整班、職員班】 ▼発災直後～

大規模地震発生時には、道路網の寸断、通信網の輻輳等により、防災関係機関の初動体制の遅れが予想される。このため、市の活動体制を迅速に確立し、防災関係機関のほか、自主防災組織等と連携協力して、応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

第1 職員の配備体制

1 配備基準

配備基準は、次のとおりとする。

図表 3-1 配備基準

区分		本部 設置	配備基準	活動内容	動員数
警戒 体制	1号 配備	×	○震度4の地震発生 ○「南海トラフ地震臨時情報（調査）」が 発表され、市長が必要と認める場合	主として情報の収集及び報 告等を任務とし、安心安全課職 員により対応する体制	安心 安全課
非常 体制	4号 配備	○	○震度5弱以上の地震発生 ○「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震 警戒又は注意）」が発表され、市長が必要 と認める場合	全職員を配置し、災害応急対 策を実施する体制	全員

第2 職員の動員体制

1 動員体制の確立

各部長は、所属職員に対して、あらかじめ作成されている「組織動員計画」の周知徹底に努めるほか、動員の伝達方法の確立を図っておく。

資料 編 ○組織動員計画

2 動員の方法

(1) 勤務時間内

ア 本部（避難所班以外）

市本部より動員の指示を行う。

イ 避難所班

市本部より開設する指定避難所の動員の指示を行う。

(2) 勤務時間外

ア 本部（避難所班以外）

地震発生直後、体感により判断するか、又はテレビ、ラジオ、インターネット及び市防災情報メールを通じた震度速報から震度5弱以上を確認し、自主参集する。

イ 避難所班

班員はあらかじめ定められた指定避難所に集合する。

(3) 参集の報告

ア 本部（避難所班以外）

自身が属する班長に報告し、各部長は部の状況を取りまとめ市本部（職員班）に報告する。

イ 避難所班

各避難所班長は職員の集合状況及び避難者の状況を市本部（職員班）に報告する。

3 情報伝達が不可能な場合の自主参集

勤務時間外等において、激甚な災害が発生し、電話等による情報伝達が不可能となった場合には、職員自らの判断により、所定の場所に参集する。

(1) 職員は、直ちにテレビやラジオ等による情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努める。

(2) 職員は災害の発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず、速やかに所定の場所に参集する。

4 交通途絶下の参集

市職員は、勤務時間外等において、大規模な災害が発生し、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、所属長に連絡して、今後の対応について確認を行う。

第3 警戒体制の内容

市内での震度4の地震発生時には、安心安全課職員が市庁舎に参集し、情報の収集及び報告等を行う。

図表 3-2 活動内容

配備区分	活動内容
警戒体制	1 県及び防災関係機関との情報交換・伝達
	2 災害情報の収集
	3 市民からの災害情報等の収集及び市民への広報
	4 市本部設置の準備
	5 市内パトロール

第4 非常体制の内容

市長は、迅速かつ適切な応急対策活動を確保するため、災対法第23条の2に基づき市本部を次により設置する。

1 市本部の設置基準

(1) 設置決定者

市長は、市内での震度5弱以上の地震発生時に、自動的に設置する。

(2) 設置場所

風水害対策編 第1章 第1節 第4「緊急・非常体制の内容」に準ずる。

(3) 組織及び所掌事務

風水害対策編 第1章 第1節 第4「緊急・非常体制の内容」図表2-4～2-6に準ずる。

(4) 設置の報告

風水害対策編 第1章 第1節 第4「緊急・非常体制の内容」に準ずる。

(5) 本部会議の開催

風水害対策編 第1章 第1節 第4「緊急・非常体制の内容」に準ずる。

2 職員の労務管理

風水害対策編 第1章 第1節 第4「緊急・非常体制の内容」に準ずる。

3 市本部の解散

風水害対策編 第1章 第1節 第4「緊急・非常体制の内容」に準ずる。

第2節 自主防災活動計画 【総合調整班】 ▼発災直後～

発災後、直ちに地区レベルの応急活動が円滑に実施されるよう、市民は被害の発生防止又は軽減を図り、各自主防災組織を中心に、市及び防災関係機関と緊密に連携して、初期消火、救出・救護、避難誘導等の応急活動を実施する。

また、各事業所は、防災コミュニティの一員として各自主防災組織と協力し、地域における応急対策活動を展開する。

第1 市民の行動

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもと、次のことについて可能な限りの防災活動を行う。

震災直後の対策

- 1 地震の揺れから身を守る「3つの安全行動（シェイクアウト）」
- 2 火元を確認する。
- 3 声をかけて家族の安否を確認する。
- 4 近所の人や建物の状態を確認する。
- 5 正しい情報を確認する。

二次災害防止

- 1 救出、救助、消火活動に参加する。
- 2 避難するときはガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切る。
- 3 近所の要配慮者に積極的に支援・協力する。
- 4 災害用伝言ダイヤル等を使用し安否情報を伝える。
- 5 風評に乗らず、風評を広めない。

第2 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域的に一体性を有し、効果的な活動が行えるよう、主に自治会単位で組織を編成している。自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域連帯感に基づき活動を行う。

1 自主防災組織の活動拠点

各自主防災組織の活動拠点は、各自治会所有の集会所などの施設に設置する。

2 情報の収集及び伝達

地域における災害の被害状況（人的被害、住宅の倒壊等の概略的状況）等を早期に収集把握し、直ちに防災関係機関に対して通報するとともに、必要な場合には防災関係機関に災害応急活動を要請し、防災関係機関と協力して適切な災害応急活動を行う。

同報系無線や有線、口頭連絡など多様な手段により防災関係機関からの災害情報の収集に努め、これらを地域住民に対し迅速かつ正確に伝達を図り、周知徹底に努める。

3 出火防止及び初期消火

出火防止及び初期消火のために、以下の対策を実施する。

出火防止及び初期消火対策

- (1) 地震が発生した場合、自分の家庭や家族の安全対策を講じた後、速やかにあらかじめ定めた場所に集合する。
- (2) 使用している火を直ちに消すよう、拡声器等により周知徹底する。
- (3) 地域内に火災が発生した場合には、直ちに出勤し、消火活動に当たる。この場合の消火活動は原則として屋外で行う。
- (4) 火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難する。
- (5) 消防機関が到着したら、その指示に従う。
- (6) 地域内に事業所の自衛消防隊がある場合には、協力して消火活動に当たる。

4 避難誘導

自主防災組織は、地域の避難誘導の中心的役割を担当し、避難誘導するとともに、避難行動要支援者の安否確認等に努める。

5 救出救護

救出活動が必要な場合、速やかに消防機関等の出勤を要請するとともに、近隣住民の協力を得ながら、資機材を活用して迅速な救出活動を行う。

救出活動は、状況に応じて周囲の人の協力を求め、二次災害の発生防止に努めながら行う。

6 避難所開設時の管理運営への協力

避難所が開設された場合には、自主防災組織は、自治会、市職員、施設管理者、災害ボランティア等と協力して、避難者による「避難所運営委員会」に参加し、避難生活が秩序だてて管理運営されるよう努める。

第3 事業所の活動

風水害対策編 第1章 第2節 第3「事業所の活動」に準ずる。

第3節 被害情報収集・報告計画 【総合調整班、調査班】 ▼発災直後～

情報は、災害応急対策立案のため不可欠のものである。このため、県及び防災関係機関と緊密に連絡を取り合い、被害情報を迅速かつ的確に収集・報告する。

第1 被害状況等の情報連絡系統

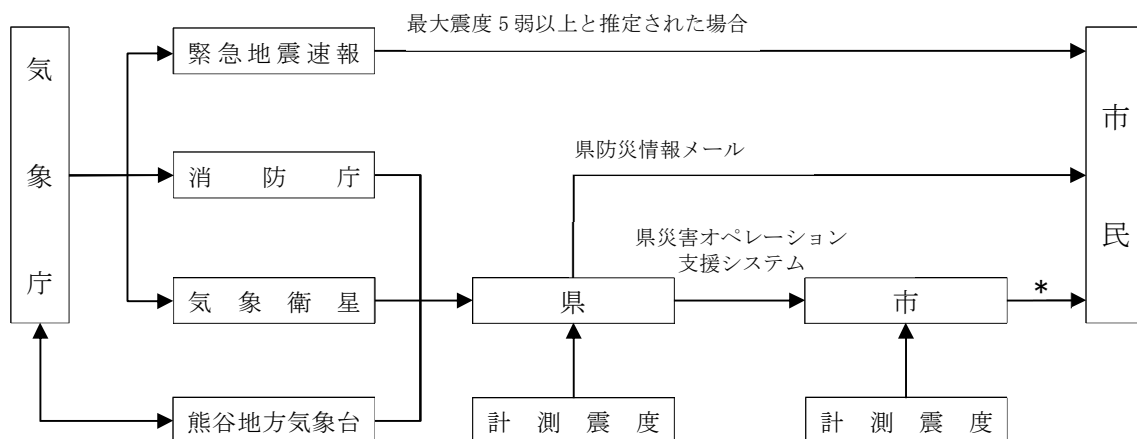
風水害対策編 第1章 第6節 第3「情報収集体制の整備等」を準用する。

第2 地震情報の収集伝達

市は、テレビ、ラジオ、インターネットにより入手した緊急地震速報の地震情報、また、市庁舎に設置された計測震度計からの震度などの情報を確認し、市防災行政無線、市防災情報メール等により市民等に伝達する。

地震情報の収集伝達系統は、次のとおりである。

図表 3-3 地震情報収集伝達系統図



* 市防災行政無線、市防災情報メール、広報車等

第3 情報収集体制の整備等

風水害対策編 第1章 第6節 第3「情報収集体制の整備等」を準用する。

第4 情報の収集

風水害対策編 第1章 第6節 第4「情報の収集」を準用する。

第5 情報の整理・分析

風水害対策編 第1章 第6節 第5「情報の整理・分析」を準用する。

第6 情報の報告

風水害対策編 第1章 第6節 第6「情報の報告」を準用する。なお、報告すべき災害については「地震が発生し、市内で震度4以上を記録したもの」を加える。

第4節 通信機器利用計画

風水害対策編 第1章 第7節「通信機器利用計画」を準用する。

第5節 広報広聴計画 【秘書広報班】 ▼1時間後～

風水害対策編 第1章 第8節「広報広聴計画」を準用する。

1 「埼玉県震災コーナー」の活用

県は、県ホームページ上に「埼玉県震災コーナー」を開設するので、市も必要に応じて「埼玉県震災コーナー」にアクセスし、被災者の要望、苦情等の把握・分析を行う。

2 震災相談連絡会議の設置

発災早期に、県災害情報相談センターで、県、市町村及び関係団体との連絡体制を強化するため、震災相談連絡会議が開催される。

震災相談連絡会議では、災害情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「災害情報センターマニュアル」を作成する。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

風水害対策編 第1章 第2.2節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第7節 県防災ヘリコプター出場要請計画

風水害対策編 第1章 第2.4節「県防災ヘリコプター出場要請計画」を準用する。

第8節 労務要員等確保計画

風水害対策編 第1章 第2.1節「労務要員等確保計画」を準用する。

第9節 災害救助法適用計画

風水害対策編 第1章 第4節「災害救助法適用計画」を準用する。

第10節 水防計画

風水害対策編 第1章 第9節「水防計画」を準用する。

第11節 消防活動計画 【総合調整班、埼玉県央広域消防本部】 ▼発災直後～

大規模な地震が発生した場合は、同時多発火災等により大きな被害の発生が予想される。このため、発災時には自主防災組織や市民等による出火防止、初期消火を徹底し、火災の拡大防止を図る。

なお、消防活動全般については、埼玉県央広域消防本部が「埼玉県央広域消防本部消防計画」等に基づき実施するものとするが、本節においては、市及び市消防団等が実施する消防活動の基本事項について定める。

第1 地震火災の特徴及びその対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

地震火災の特徴

- 1 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
- 2 地震や建物の倒壊から身を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが難しいこと。
- 3 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大するおそれがあること。
- 4 消防施設等の損傷、水道管の亀裂等により消火栓の使用が困難となるおそれがあること。
- 5 倒壊建物等による道路の遮断や通信の途絶が、迅速な消防活動を阻害すること。

このような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するための施策は、震災対策全般に及ぶ大問題である。このため消防体制を整備し、出火の防止、初期消火・延焼拡大防止に努める。

第2 市の活動体制の確立

1 市職員の招集

震度5弱以上の地震が発生した場合、全職員を招集する。

2 消防団員の招集

震度5弱以上の地震が発生した場合、団長、桶川地区副団長は、市庁舎安心安全課に、加納、川田谷地区副団長は出身分団機械器具置場に参集する。

各分団員は、自主的に機械器具置場に参集し担当区域の警戒活動を開始する。

第3 災害情報の収集・連絡等

1 災害情報の収集・連絡

市は、火災発生の通報等があった場合は、消防署、警察署等防災関係機関から火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握した範囲から直ちに県へ連絡する。

2 応急対策活動情報の連絡

市は、自ら実施する応急対策の活動状況、市本部の設置状況等を県に連絡し、状況によっては県に対して応援の必要性等を連絡する。

3 通信手段の確保

市は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

第4 消防団による消防活動

市消防団は、埼玉県央広域消防本部との連携のもと、次の消防活動を実施する。

1 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は市民と協力して初期消火に努める。

2 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは埼玉県央広域消防本部に協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

3 救急救助

埼玉県央広域消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

4 避難誘導

避難指示等が発せられた場合は、市民に伝達するとともに、防災関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難誘導する。

5 情報の収集

埼玉県央広域消防本部による活動を補佐し、早期に災害情報の収集を行う。

6 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を埼玉県央広域消防本部と協力して行う。

第5 自主防災組織の活動

被災状況を収集して消防機関及び市本部に伝達するとともに、各家庭に出火の防止を呼び掛ける。火災が発生したときは消防署に通報するとともに、消火器等を活用して初期消火に努める。また、要救助者の救助及び負傷者への応急手当等を行う。

なお、消防機関が到着したときは、その長の指揮に従う。

第6 市民の活動

身の安全を確保した上で、以下により、出火の防止に努める。

- 1 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等は、直ちに使用を中止し、ガス栓の閉鎖等、適切な処置を行う。
- 2 電気器具は電源コードをコンセントから抜く。また、停電後の通電再開時における電気器具の取扱いに万全の注意を払う。
- 3 火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に大声等で応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。
- 4 屋外に避難するときは、電気のブレーカーを遮断してから避難する。
- 5 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報等の緊急通報以外は電話の使用を自粛する。

第7 他の消防機関に対する応援要請

1 埼玉県下消防相互応援協定による応援要請

災害発生時において、同時多発火災や延焼火災等が発生し、市の消防力だけでは対応できないときは、埼玉県央広域消防本部を通じて「埼玉県下消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

2 県知事への応援出動指示の要請

市長は、市の消防力で十分な活動が困難である場合には、県知事に対して県内の他市町村又は消防本部の応援出動指示の実施を要請する。

(1) 要請方法

市長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして県知事に要請する。

なお、要請は、緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

応援要請時の明示事項

- ① 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由、災害種別及びその状況
- ② 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ③ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- ④ 市への進入経路及び集結場所（待機場所）
- ⑤ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

(2) 応援消防隊の受入体制の整備

応援要請を行う場合は、応援消防隊の円滑な受入れを図るため、あらかじめ次のような準備を行

第1章 震災応急対策計画
第1.1節 消防活動計画

- い、受入体制を整えておく。
- ア 応援消防隊の誘導方法
- イ 応援消防隊の人員、資機材数、指揮者等の確認
- ウ 応援消防隊の活動拠点の確保

第12節 救急救助・医療救護計画

風水害対策編 第1章 第13節「救急救助・医療救護計画」を準用する。

第13節 避難計画

風水害対策編 第1章 第12節「避難計画」を準用する。

第14節 道路応急対策計画 【土木施設班】 ▼1時間後～

風水害対策編 第1章 第11節「道路応急対策計画」を準用する。

また本節では、地震発生時における運転者がとるべき措置等について定める。

第1 被害状況の把握等

1 被害状況の把握

大規模な地震が発生した場合は、市本部（土木施設班）は道路、橋梁等の被害状況を調査する。また、警察署、道路管理者から交通規制状況、道路被害状況等を収集し、道路の通行可能状況等を把握する。

必要により、本田航空株式会社に協力を依頼し、空から被害状況を把握する。

2 広報の実施

把握した道路通行状況等について市防災行政無線や市ホームページ、市防災情報メール等により広報を行い、市民及び自動車運転者に運転の自粛等の協力を求める。

第2 運転者のとるべき措置

地震が発生した場合は、運転者は次の措置をとるものとするが、市はあらかじめ当該事項を市報等で周知を図るとともに、地震発生時には市防災行政無線、市防災情報メール等で周知を図る。

1 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

- (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。
- (4) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難のために車両を使用しない。

3 対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は次の措置をとる。

(1) 速やかに、車両を次の場所に移動させる。

- ① 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- ② 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかに移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

- (3) 通行禁止区域内等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車させる。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損する場合がある。

第15節 緊急輸送計画

風水害対策編 第1章 第20節「緊急輸送計画」を準用する。

第16節 飲料水・食料・生活必需品の供給計画

風水害対策編 第1章 第16節「飲料水・食料・生活必需品の供給計画」を準用する。

第17節 帰宅困難者支援対策

風水害対策編 第1章 第26節「帰宅困難者支援対策」を準用する。

ただし、帰宅困難者への情報提供については、緊急速報メールによる発災直後の注意喚起及び情報提供が行われる。

第18節 安否不明者の搜索、遺体の処理及び埋・火葬計画

風水害対策編 第1章 第14節「安否不明者の搜索、遺体の処理及び埋・火葬計画」を準用する。

第19節 障害物除去計画

風水害対策編 第1章 第19節「障害物除去計画」を準用する。

第20節 環境衛生計画

風水害対策編 第1章 第23節「環境衛生計画」を準用する。

第21節 住宅対策計画

風水害対策編 第1章 第17節「住宅対策計画」を準用する。

第2.2節 ライフライン等応急対策計画

【総合調整班、土木施設班、産業班、桶川北本水道企業団】 ▼3時間後～

ライフラインの二次災害防止や機能の迅速な回復のため、防災関係機関と相互に連携を図って応急対策を実施する。防災関係機関等に対し、震災後における災害復旧が順調に行われるよう依頼するとともに、各ライフライン機関は、被害状況や復旧の見通し等について、逐次、市に連絡し市民に的確に広報する。

第1 水道施設の応急対策（桶川北本水道企業団）

震災による応急給水が長期に及ぶことは、衛生対策上と市民生活に重大な影響を与える。

このため、桶川北本水道企業団は、速やかに水道施設の被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進める。

第2 下水道施設の応急対策（市）

市は、下水道施設の被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。また、被害を受けなかった市町村に対して、必要に応じ、市の下水道施設の緊急点検や応急復旧等の支援を要請する。

第3 道路の応急対策（市）

行政区域内の道路の被害状況及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告するとともに、被害状況に応じた応急復旧並びに障害物の除去を行い、交通の確保に努める。また、道路占用施設に被害が発生した場合は、当該施設管理者に通報する。

第4 電気・ガス・通信・交通施設の応急対策（各事業者）

電気・ガス・通信・交通施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧によって社会公共施設としての機能の早期回復を図る。

第5 その他公共施設等（市・各事業者）

1 不特定多数の人が利用する公共施設

- (1) 施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- (2) 施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

2 畜産施設等

市長は、地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を県中央家畜保健衛生所に報告する。

3 医療救護活動施設

- (1) 施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- (2) 施設の責任者は、通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期す

るものとする。

4 社会福祉施設

- (1) 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
- (2) 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- (3) 施設独自での復旧が困難である場合は、防災関係機関に連絡し、援助を要請する。
- (4) 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

第23節 文教・保育対策計画 【救助班、学校教育班、社会教育班】 ▼発災直後～

風水害対策編 第1章 第18節「文教・保育対策計画」の定めるところによるが、大規模地震発生時に児童生徒、施設利用者等の安全を第一に、とるべき事項について定める。

第1 学校の震災対策

1 発災時の対応

地震発生時には校長は、次の措置をとる。

(1) 緊急避難等の措置

① 避難措置

校長は、授業中に地震が発生した場合は、児童生徒を机の下などに一時身を隠れさせ、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難する。

緊急避難した場合は、速やかに児童生徒及び教職員の人数確認、負傷状況等の確認を行う。

② 応急救護

児童生徒及び教職員が被害を受けた場合は、応急手当を行うとともに、必要により医療機関への連絡、搬送など応急救護の万全を図る。

③ 地震情報等の収集

市本部から市域内の被害状況や地震情報を収集し、また周辺の被害の状況を把握して、児童生徒を帰宅させるかどうか市教育委員会との協議等により決定する。

④ 下校時の危険防止

児童生徒を帰宅させる場合は、その安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。下校の際には、地区担当教職員が地区別に引率するなど、児童生徒の安全を第一に必要な措置を講ずる。

⑤ 校内保護

災害の状況により児童生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努める。

なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護児童生徒数その他必要な事項を報告する。

(2) 被害状況の把握

地震が発生した場合、速やかに児童生徒や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、市教育委員会へ報告する。

施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また避難所として使用可能かどうかについても確認し、市教育委員会に報告する。必要によっては応急危険度判定士の派遣を要請して施設の安全確保を図る。

(3) 臨時休業等の措置

被害状況によっては、市教育委員会に連絡の上、臨時休業等の適切な措置をとる。

(4) 危険箇所の安全点検等

校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等の危険箇所について、速やかに安全点検を行う。危険な箇所にはロープ等による立入

禁止措置など必要な措置を行う。

(5) 保健衛生

学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期する。

(6) 避難所開設等への協力

市が実施する避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な教職員を確保し万全の体制を確立する。

2 応急教育の準備

校長は、速やかに応急教育が実施できるよう、次の措置をとるものとする。

(1) 校舎内外の整備

教職員を掌握するとともに、教育活動の再開に当たっての校舎内外の整備を行う。

(2) 教科書等供与への協力

児童生徒等の被災状況を調査し、市教育委員会へ連絡して、教科書及び教材の供与に協力する。

(3) 指導内容の周知

教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおくようにする。

(4) 避難児童生徒等の把握

避難した児童生徒等については教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、必要な指導を行うよう努める。

(5) 授業再開への取組み

- ① 避難所に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、市教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。
- ② 災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

第2 社会教育施設等の震災対策

1 緊急避難等の措置

(1) 避難措置

施設管理者は、開館時に地震が発生した場合は、直ちに火気の始末を行うとともに、施設利用者の混乱防止措置を行い、状況により、屋外等の安全な場所に避難誘導を行う。

(2) 応急救護

施設利用者及び施設職員が被害を受けた場合は、直ちに応急手当を行うとともに、必要により医療機関への連絡、搬送など応急救護を実施する。

(3) 地震情報等の収集・広報

市本部から市内内の被害状況、道路の通行可能状況や地震情報を収集し、施設利用者へ広報する。

2 被害状況の把握、報告

開館時の場合は、速やかに施設利用者及び施設職員、施設及び設備並びに保有資料等の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

閉館時の場合は、直ちに出勤して、施設、設備、保有資料等の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

なお、避難所に指定されている社会教育施設等については、当該施設管理者は、避難所として使用可能の有無についても市本部に報告する。

3 臨時休館等の措置

施設管理者及び市教育委員会は、市域の被害状況等から臨時休館等の措置をとることが適切と判断した場合は、関係機関等に連絡をするとともに、市本部を通じて市民への広報を行う。

第3 保育・療育施設の応急対策

風水害対策編 第1章 第18節 第3 「保育・療育施設の応急対策」を準用する。

第2.4節 要配慮者等の安全確保対策

風水害対策編 第1章 第1.5節「要配慮者等の安全確保対策」を準用する。

第25節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

【総合調整班】

第1 趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。県域は推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

<参考：「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について>

県域は大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度が予想されている。同法に基づく警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、従来、本計画に「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を記載していた。

平成29年11月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されており、これに伴い、現在「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。

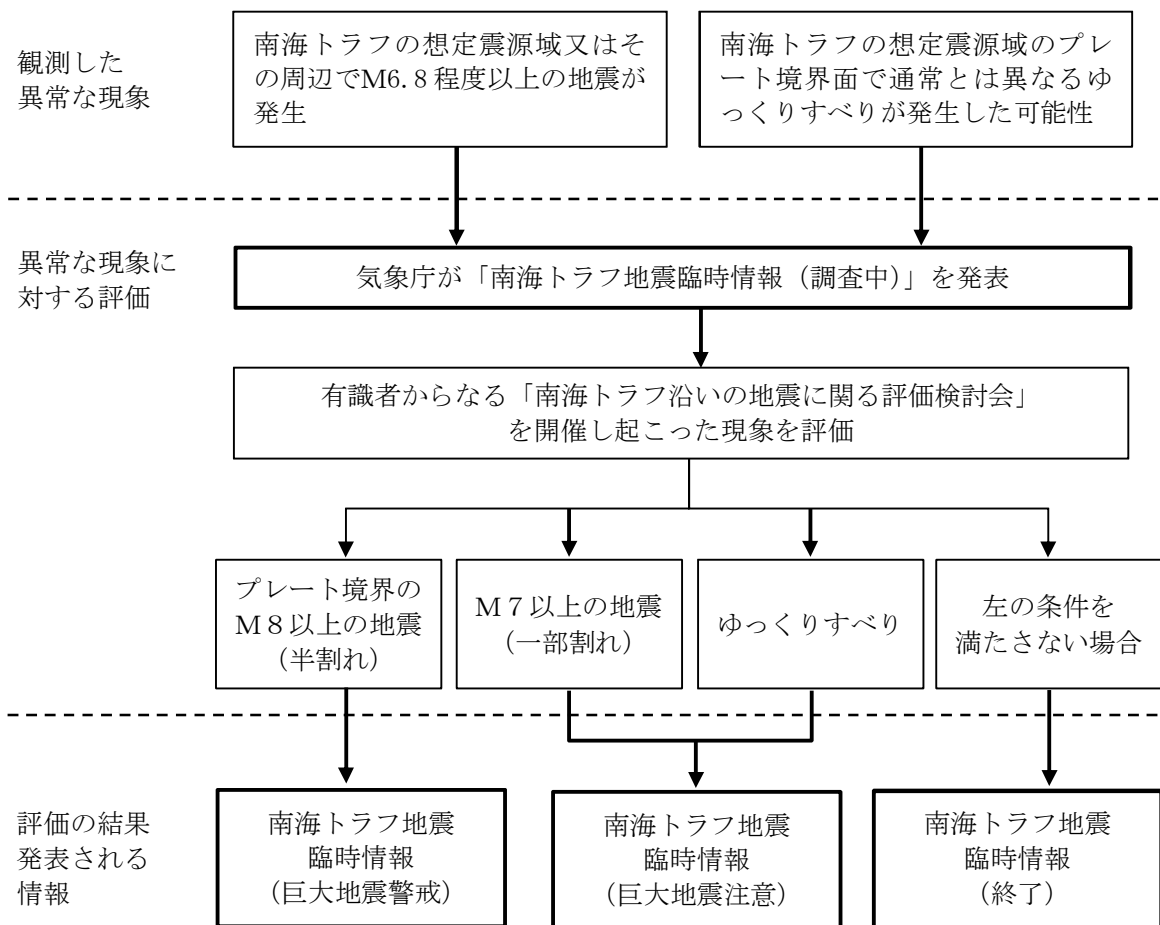
第2 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに市及び防災関係機関に伝達する。

市は、県から情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部、出先機関に伝達するとともに、関係機関等に伝達する。

図表 3-4 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



震災対策編

2 市民、企業等への呼びかけ

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

図表 3-5 ケースに応じた呼びかけ

ケース	状況	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフの想定震源域でモーメントマグニチュード（以下、「M」という）8.0以上の地震が発生した場合	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	2週間 （警戒：1週間） （注意：1週間）
一部割れ	南海トラフの想定震源域でM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	1週間

ケース	状況	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
ゆっくりすべり	ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

(1) 市民の防災対応

- ① 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

- ② 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備(非常用持出品等)、危険なところにできるだけ近づかない 等

(2) 企業等の防災対応

日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

第3 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震(後発地震)が発生した場合は、市及び防災関係機関は、本編に基づき災害対応を行うものとする。

第2章 災害復旧復興対策計画

第1節 災害復旧計画

風水害対策編 第2章 第1節「災害復旧計画」を準用する。

第2節 災害復興計画

風水害対策編 第2章 第2節「災害復興計画」を準用する。

第3節 生活再建等の支援計画

風水害対策編 第2章 第3節「生活再建等の支援計画」を準用する。

第3章 最悪事態（シビアコンディション）への対応

第1 シビアコンディションを設定する目的

防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。その結果、地方公共団体の防災対策は、比較的局地的な地震を想定して実施されてきた。

しかし、実際に大規模地震が発生した時は、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もあるため、防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

第2 シビアコンディションへの対応

本編第1章と第2章に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、市民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第3 シビアコンディションの共有と取組の実施

市は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策をしっかりと進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や市民と共有しておくこととする。大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、なんとしても市民の命を守ることが重要である。

次項から、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビア・コンディション」として示し、対策の方向性を検討する。

① 命を守るのは「自分」が基本 ～大震災では家具が凶器になります～

シビアな状況

市や県、防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れています。

しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言います。震度6弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となります。

発災直後に命が助からなければ、いくら消防機関や警察署が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立ちません。

また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴います。

新たな被害想定調査では、東京湾北部地震により県内に7,215人の負傷者が生じる予測になりました。また、首都圏全体では3万人以上の重傷者が発生する見込みです。

緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数です。

市民の皆さん、どうか家屋や家具で命を亡くさないでください。重傷を負わないでください。

そのために行うべきことは、そんなに難しいことではないのです。

課題

- 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。
- 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

対策の方向性

<予防期>

- 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。
- 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。
- 地震に備えた防災総点検を行う。

② 支援者の犠牲はあってはならない

シビアな状況

総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて254人になります。同じ3県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警察官は30人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多くなっています。阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は1名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられますが、この教訓を生かさなくてはなりません。

犠牲になった消防団員は、多くは水門や車両が通り抜ける陸閘（りくこう）の閉鎖や避難支援に関わって、津波の被害を受けています。

内陸県の埼玉県でも、津波警報の発令や、一定規模以上の地震が起きた場合、荒川等の遡上に備え、水門等の閉鎖をしていただく消防団もあります。

また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員など地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぎます。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となります。

しかしそのために、支援者側の命を決して犠牲にしてはいけません。「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取り組みを進めていくことが重要です。

課題

- 発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。
- 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

対策の方向性

- 救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。
- 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。
- 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。
- 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

③ 火災から命を守る

シビアな状況

関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日でした。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していきました。

延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生しました。関東大震災では百か所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言います。

一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされています。

シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることです。

また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、市民への被害が多大になります。

【参考：東京都被害想定】

区部西部から南西部にかけての環状7号線と8号線の間、区部東部の荒川沿いの地域は木造住宅密集地域が大規模に連担している。これらの地域を中心に、焼失等約20万棟、4,000人の死者が発生する。

【参考：国被害想定】

地震火災による焼失 最大約41万2千棟、倒壊等と合わせ最大約61万棟

課題

- 消防機関に頼らない初期消火を確実にし、火災を拡大させない。
- 消防機関の現場到達を早める。
- 火災から逃げ遅れる人をなくす。

対策の方向性

- 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。
- 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。
- 被害や危険地域の正確な把握と、市民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、マスメディア、市防災行政無線等あらゆる手段を活用する。

④ 首都圏長期大停電と燃料枯渇

シビアな状況

東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となりました。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧しました。

発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかります。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4カ月を要しました。

これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が震災後1カ月以上続くことも想定しなければなりません。

大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇します。

製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続きます。

公的機関や災害拠点病院などの防災拠点では、非常用発電設備が備えられていますが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となります。製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、県本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各避難所における避難生活等に大きな影響がでます。

課題

- 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1カ月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。
- 電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。
- 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。

対策の方向性

- 市の主な防災拠点では、燃料又は電源を多重的に確保する。例えば市本部が設置される市庁舎等には、補給不要な都市ガスや備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。
- 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。
- 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。
- ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。
- 市外からの避難者の受入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。
- 長期避難を想定し、市内避難所の環境を向上させるとともに、市民及び他自治体の住民の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。

⑤ その時、道路は通れない

シビアな状況

首都高速道路や国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋梁は、耐震化対策が概ね施されています。しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念されます。加えて、沿道建造物から道路へのがれきの散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もあります。

走行中の自動車にも激震が直撃します。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われます。首都高速道路を中心に事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生します。

一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生します。また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となります。レッカー車の不足、及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生します。

鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できましたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性があります。また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄や地下街への浸水が発生する恐れもあります。

これらはすべて、最悪の可能性を挙げたに過ぎません。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではありません。

課題

- 被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
- 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。
- 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

対策の方向性

- 北関東、東北、中部方面から首都圏を結ぶ道路ネットワークを確保するため、幹線道路網の整備を進める。
- 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。
- 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的的道路啓開のシミュレーションを行う。

⑥ デマやチェーンメールは新たな災害

シビアな状況

東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限されました。

その中で、ツイッターや SNS など、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討しています。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性があります。

これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになります。

東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がりました。

デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性があります。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平時の自信は、大規模災害時には却って危険かもしれません。

課題

- 情報通信基盤が破壊又は電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。
- 政府、行政による正確な情報発信が不足する。
- 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。

対策の方向性

- 電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を推進する。
- 正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。
- 政府や行政は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

⑦ 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

シビアな状況

阪神淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められました。

一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなりましたが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となりました。

首都直下地震の被害の様相は、阪神淡路大震災に近い都市型であると考えられます。

国の被害想定では、首都圏で最大約12万3千人の負傷者が発生し、そのうち約2万4千人が重傷者の見込みです。

医療活動の主体は、超急性期（48時間以内）から急性期（1週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になります。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれます。

また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性があります。

さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、都心の復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要になります。

課題

- 首都圏約12万3千人の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。
- 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。
- 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。

対策の方向性

- 医薬品や医療資機材等の協定を見直し、入手について実効性を確保する。
- 都内等から市内医療施設への傷病者の受入れを支援する。特に、輸送に危険を伴わない慢性病患者の被災地外移送についても検討する。
- 平素に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。
- 一定の安全を確保した上での市民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。

⑧ 危険・不便な首都圏からの避難

シビアな状況

国の被害想定では、冬の18時発災、風速15m/sの都心南部地震で、首都圏で1日後に約300万人、2週間後に約720万人の避難者が発生すると想定されます。

1か月後に1都3県の約9割の断水が解消した場合でも、約120万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになります。また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなります。

道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難（疎開）を検討する必要があります。

特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、市は県とともに被害が大きい都心南部からの避難者を受け入れるとともに、さらに北側（北関東や東北地方）に向けて二次避難の調整を行うこととなります。

課題

- 避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）。
- 緊急避難的な広域受入れは速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受入れは計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。
- 観測機器や通信回線の破損により、情報が正常に伝達されず、人々が正確な情報なしでの行動を強いられる。
- 他の都道府県からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。

対策の方向性

- 都内からの避難者の輸送や受入れについて、発災時に混乱が生じないよう、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。
- 計画的な受入れについて、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。
- 発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。
- 被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。

⑨ 助かった命は守り通す

シビアな状況

大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺します。その結果、発災時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまう恐れがあります。

東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡率は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上りました。死亡に影響のあった事由としては、「避難者等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割でした。

例えば、1都3県には約7万8千人の慢性透析患者がいます。首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限されます。万一の場合に備え、透析施設に余裕のある遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になります。

課題

- 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保。
- 福祉避難所など比較的環境が優遇された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立。
- 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）。

対策の方向性

- 避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。
- 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。
- 被災者の見守り活動や孤立防止、心のケアの長期的提供を行う。

⑩ 食料が届かない

シビアな状況

東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかりました。

もちろん輸送には、道路の確保が重要になります。東日本大震災では、津波により大きな被害を受けた道路のうち南北に延びる東北道・国道4号を優先的に復旧させ、その後に東方向に複数ルートを確認し、沿岸部の支援に使用しました。輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効でしたが、確保されたのは発災4日後。国道45号の道路啓開がおおむね終了したのは発災7日後でした。

そのような中、避難所には十分な食事が行きわたりませんでした。

例えば、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間に県下の市町村が確保できた食料は62万食だけです。また国の物資調達は、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、6日後までの到着済み食料は約290万食、水が約213万本だけです。概算で、一人一日約1食になります。

道路の不通やライフラインの途絶、生産向上や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じます。

また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もあります。

シビアコンディションの極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることです。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きています。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料ほとんどを提供した後に、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではありません。

課題

- 広域物資供給体制の整備
- 広域緊急輸送体制の整備

対策の方向性

- 被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。
- 国や県、他都道府県からの応援を迅速かつ円滑に受入れ、救援物資の物資拠点における受領及び被災者への支給を実施する。
- 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。
- 複合災害も視野に入れ、県と合わせた備蓄を十分に行う。

⑪ 災害の連鎖を防止せよ

シビアな状況

災害の連鎖を防止することが重要です。

一つの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性があります。例えば、次のような最悪シナリオがあります。

- ・ 東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、様々な産業への影響が全国に波及する。
- ・ 港湾機能の麻痺により、サプライチェーンが寸断し、国内外の企業活動が影響を受ける。
- ・ 工場や店舗等の喪失、従業員の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれる。
- ・ 日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。

すべての事態の推移をあらかじめ予測するのは不可能です。

しかし、災害リスクを管理し戦略を策定する場合は、低頻度だが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておくべきです。

課題

- 災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。

対策の方向性

- 各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ。
- 各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し。

